

貸借対照表

令和6年3月31日現在
(単位:円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産 2,370,869,622	流動負債 1,480,347,491
現金及び預金 129,846,027	買掛金 668,980,638
預け金 1,539,815,577	未払金 0
売掛金 171,368,166	未払費用 101,170,169
新車 264,828,545	未払法人税等 68,710,700
中古車 122,429,513	通算制度未払金 14,069,046
部品 28,647,848	未払消費税 68,872,328
その他棚卸資産 49,965,045	賞与引当金 116,466,896
短期繰延税金資産	短期リース負債 18,216,159
その他の流動資産 63,968,901	その他の流動負債 423,861,555
貸倒引当金(短期) 0	
	固定負債 281,304,729
固定資産 3,747,642,426	退職給付引当金 228,847,730
(有形固定資産)	長期リース負債 31,198,038
建物 948,986,410	預り保証金 15,375,961
構築物 97,314,502	長期資産除去債務 2,613,000
機械装置 9,604,554	役員退職慰労引当金 3,270,000
車両運搬具 283,577,413	
工具器具備品 7,185,100	負債合計 1,761,652,220
リース資産 45,398,165	
土地 2,211,182,478	純資産の部
建設仮勘定 0	株主資本
(無形固定資産)	資本金 50,000,000
その他の無形固定資産 2,442,377	利益剰余金 4,306,859,828
(投資等)	(前期繰越利益) (4,035,798,126)
投資有価証券 0	株主資本合計 4,356,859,828
出資金 30,000	
差入保証金 10,000	評価・換算差額等
長期前払費用 3,923,470	有価証券評価差額金 0
長期繰延税金資産 136,475,957	評価・換算差額等合計 0
その他の投資 1,512,000	
貸倒引当金(長期) 0	純資産合計 4,356,859,828
資産合計 6,118,512,048	負債及び純資産合計 6,118,512,048

(注)有形固定資産の減価償却累計額 1,192,487,739円

個別注記表

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

重要な会計方針に係わる事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算出)

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 新車、中古車は低価法

② 部品は移動平均法による原価法

③ 貯蔵品は最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定による定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物は定額法による
平成30年4月1日以降は車両運搬具以外のは定額法による

(2) 無形固定資産

法人税法の規定による定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上していたが、平成22年度税制改正に伴い法人税法の規定による法定繰入率に関わる中小企業向け特例措置が不適用となったことから、貸倒実績率の計算により計上。貸倒懸念債権特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき、当事業年度末における退職給付要支給額を計上

(要支給額に直近の昇給率と割引率を織り込み、将来の給付額増と給付債務を現在価値に割り引き計上)

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づき、期末要支給額を計上

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理による
ただし、平成20年4月1日以降にリース開始する、契約1件当たりのリース料総額が3百万円以上の取引に関しては、売買取引(オンバランス)による会計処理による

(2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式による

5. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準の適用(令和3年度期首より)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を、令和3年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

① 新車及び中古車小売販売

令和3年4月1日より、顧客への商品の受け渡し時点を「財又はサービスの支配が顧客に移転した時点」と「登録」から「納車」へ収益を認識する時点を変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていることにより令和3年度の売上高・売上原価・売上利益・営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益に軽微な影響があります。

6. その他の注記

- 2023年8月に郡山钣金塗装工場の土地を90百万、機械・器具等の固定資産を含む建物を20百万で売却いたしました。この売却により21百万の固定資産売却損です。
- 2024年1月に田村店の閉鎖に伴い、機械・器具等の固定資産を含む建物を25百万で売却いたしました。